

KUMAGAYA
第2次熊谷市総合振興計画

資料編

1　財政フレーム

（単位：百万円、％）

区分		当初全体計画（平成30～令和9年度）		前期計画額（平成30～令和4年度）		前期実績額（平成30～令和3年度）（令和4年度予算）		当初後期計画額（令和5～9年度）		新後期計画額（令和5～9年度）	
		計画額	構成比	計画額	構成比	実績額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
歳入	自主財源	340,226	52.8%	169,846	53.6%	203,007	53.2%	170,380	52.0%	185,827	52.3%
	市税	285,034	44.2%	144,083	45.5%	151,382	39.7%	140,951	43.0%	150,273	42.3%
	その他	55,192	8.6%	25,763	8.1%	51,625	13.5%	29,429	9.0%	35,554	10.0%
	依存財源	304,045	47.2%	146,773	46.4%	178,066	46.8%	157,272	48.0%	169,840	47.7%
	国県支出金	153,976	23.9%	73,077	23.1%	108,284	28.4%	80,899	24.7%	81,152	22.8%
	市債	40,000	6.2%	20,000	6.3%	15,055	4.0%	20,000	6.1%	32,772	9.2%
	地方譲与税等	110,069	17.1%	53,696	17.0%	54,727	14.4%	56,373	17.2%	55,916	15.7%
	計	644,271	100.0%	316,619	100.0%	381,073	100.0%	327,652	100.0%	355,667	100.0%
歳出	消費的経費	431,820	67.0%	210,296	66.4%	262,923	73.3%	221,524	67.6%	242,528	68.2%
	人件費	109,698	17.0%	55,018	17.4%	60,843	17.0%	54,680	16.7%	61,052	17.2%
	物件費	76,196	11.8%	38,098	12.0%	45,009	12.5%	38,098	11.6%	49,904	14.0%
	扶助費	191,090	29.7%	89,493	28.3%	92,259	25.7%	101,597	31.0%	90,410	25.4%
	その他	54,836	8.5%	27,687	8.7%	64,812	18.1%	27,149	8.3%	41,162	11.6%
	投資的経費	50,000	7.8%	25,000	7.9%	24,095	6.8%	25,000	7.6%	39,196	11.0%
	普通建設事業費	50,000	7.8%	25,000	7.9%	23,947	6.7%	25,000	7.6%	39,196	11.0%
	災害復旧事業費	0	0.0%	0	0.0%	148	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	その他経費	162,451	25.2%	81,323	25.7%	71,644	19.9%	81,128	24.8%	73,943	20.8%
	公債費	44,697	6.9%	22,422	7.1%	21,675	6.0%	22,275	6.8%	23,078	6.5%
	積立金	4,841	0.7%	4,685	1.5%	5,425	1.5%	156	0.1%	896	0.3%
	繰出金	102,167	15.9%	48,843	15.4%	38,695	10.8%	53,324	16.3%	44,539	12.5%
	その他	10,746	1.7%	5,373	1.7%	5,849	1.6%	5,373	1.6%	5,430	1.5%
	計	644,271	100.0%	316,619	100.0%	358,662	100.0%	327,652	100.0%	355,667	100.0%

2　成果指標の算出方法

政策	施策	成果指標	算出方法
1 スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち			
	1 スポーツによるまちづくりを推進する		
		1 スポーツ活動を「実践」している市民の割合	スポーツ活動を「実践」していると答えた人数／アンケート回答総数×100
		2 総合型地域スポーツクラブの数	市内の総合型地域スポーツクラブの登録団体数
	2 スポーツツーリズムを推進する		
		1 観光協会、民間団体・企業、市民等が支援する大規模大会の数	大会主催者等からの情報提供による数値
	3 観光を推進する		
		1 観光入込客数	観光入込客統計調査での市内外から観光に訪れた年間人数（暦年）
2 健康で安全・安心に暮らせるまち			
	1 防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える		
		1 防災行政無線(固定系)の受信所数	市内に設置されている防災行政無線の受信所の数
		2 防災メールの登録者数	防災無線情報メール配信サービス登録者の数
		3 自主防災組織率	自主防災組織に加入している世帯数／総世帯数×100
		4 自主防災組織訓練実施数	自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度）
	2 防犯体制を整え、犯罪を抑制する		
		1 「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	「メルくま」防犯・交通安全情報登録者の数
		2 犯罪認知件数	刑法犯罪の発生が認知された件数（暦年）　提供：熊谷警察署
		3 補助制度活用による空き家解消件数（年間）	空き家の除却、利活用等に係る市補助制度の活用者数（年間）
	3 消費者被害を防止する		
		1 消費生活相談件数	市の消費生活センターで受けた相談件数（年度）
		2 消費生活講座参加者数	市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度）
	4 交通安全を推進する		
		1 交通人身事故発生件数	交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年）　提供：熊谷警察署
	5 健康づくりを推進する		
		1 健康であると思っている市民の割合	自分自身が健康であると答えた人数／アンケート回答総数×100
		2 特定健康診査の受診率	特定健診の受診者数（市実施分）/特定健診の対象者数×100（年度）
		3 健康づくり関連事業の参加者数	市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度）
		4 県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	市の熱中症救急搬送者数／県の熱中症救急搬送者数×100 （消防本部警防課により把握する数）
		5 乳幼児健康診査の受診率	乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の年間受診児数／年間対象児数×100
	6 医療体制を充実させる		
		1 休日・夜間急患診療所の診療日数	年間の診療日数
		2 救急医療輪番制の病院数（熊谷・深谷地区）	熊谷・深谷地区における二次救急医療に対する輪番制参加病院の数
		3 小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区）	年間の「診療日数」の合計数（平日を含めた夜間）
	7 消防力を強化する		
		1 住宅火災による死者数	放火自殺者等を除く住宅火災による死者数
		2 応急手当実施率（※バイスタンダーCPR） ※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法	心肺蘇生が必要な救急現場で、居合わせた人が心肺蘇生法を実施した割合

3 人にやさしい思いやりのあるまち

1 子どもが健やかに成長できる環境をつくる

1 地域子育て支援拠点 年間利用者数	各地域子育て支援拠点からの報告に基づく年間利用者数
2 待機児童数 保育所(園)等	保育所(園)等の待機児童数(各年度4月1日現在)
3 待機児童数 放課後児童クラブ	放課後児童クラブの待機児童数(各年度4月1日現在)

2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

1 認知症サポーター養成数	認知症サポーター養成講座の参加者数
2 ニャオざね元気体操(住民主体の通いの場)実施会場数	ご近所型介護予防(住民主体の通いの場)を実施している会場数

3 障害者が暮らしやすい環境をつくる

1 就労系事業所の利用者数(就労移行支援・就労継続支援)	就労移行支援・就労継続支援を利用した人の数(累計)
2 共同生活援助の利用者数(グループホーム)	共同生活援助を利用した人の数(累計)

4 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

1 民生委員等による見守り実施件数	「民生委員による単身高齢者等への見守り訪問件数」及び「あんしんコールによる見守り件数」
2 生活困窮者自立相談支援件数	生活困窮者自立支援事業・相談支援件数

4 環境にやさしく自然が豊かなまち

1 豊かな自然を保全する

1 環境講座の受講者数	環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数(年度)
2 ムサシトミヨの生息数(おおむね5年ごとに行う個体数調査の数値)	元荒川に生息しているムサシトミヨの推定個体数
3 ホタル保護重点区域内のホタル確認数	ホタル保護重点区域内のホタル確認数(毎年6月に実施するホタル保護重点区域発生数調査による)

2 生活環境を保全する

1 公害防止協定の締結数	事業者との公害防止協定の締結数
2 公害苦情の年度内解決率	公害苦情の処理件数(年度内)／公害苦情の受理件数(年度内)×100
3 合併処理浄化槽の法定検査実施率	浄化槽法第11条検査実施基数／浄化槽法第11条検査対象合併処理浄化槽基数×100

3 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

1 市民一人一日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量	ごみの年間総排出量(生活系ごみ収集量等+事業系ごみ収集量等+集団回収量)／行政人口／365
2 ごみの資源化率	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)／(ごみの総処理量+集団回収量)×100

4 地球温暖化対策を推進する

1 市有施設のCO_2の削減率	(基準年度の市有施設の年間CO_2排出量−市有施設の年間CO_2排出量)／基準年度の市有施設の年間CO_2排出量×100(基準年度は平成28年度)
2 新エネ・省エネ等設備設置世帯数(市の補助制度を利用したもの)	新エネ・省エネ等設備設置に市補助制度を利用した数
3 庁用車への次世代自動車(EV・PHEV・燃料電池自動車等)の普及推進	庁用車の次世代自動車(EV・PHEV・燃料電池自動車等)の台数
4 市有施設の次世代自動車充電設備の普及推進	市有施設の次世代自動車充電設備の設備数

5 人が集い活力ある産業が育つまち

1 元気な農業を創る

1 農地中間管理事業による担い手への転貸面積	農地中間管理事業による農地転貸面積
2 多面的機能支援事業の活動対象面積	多面的機能支援事業による活動対象面積

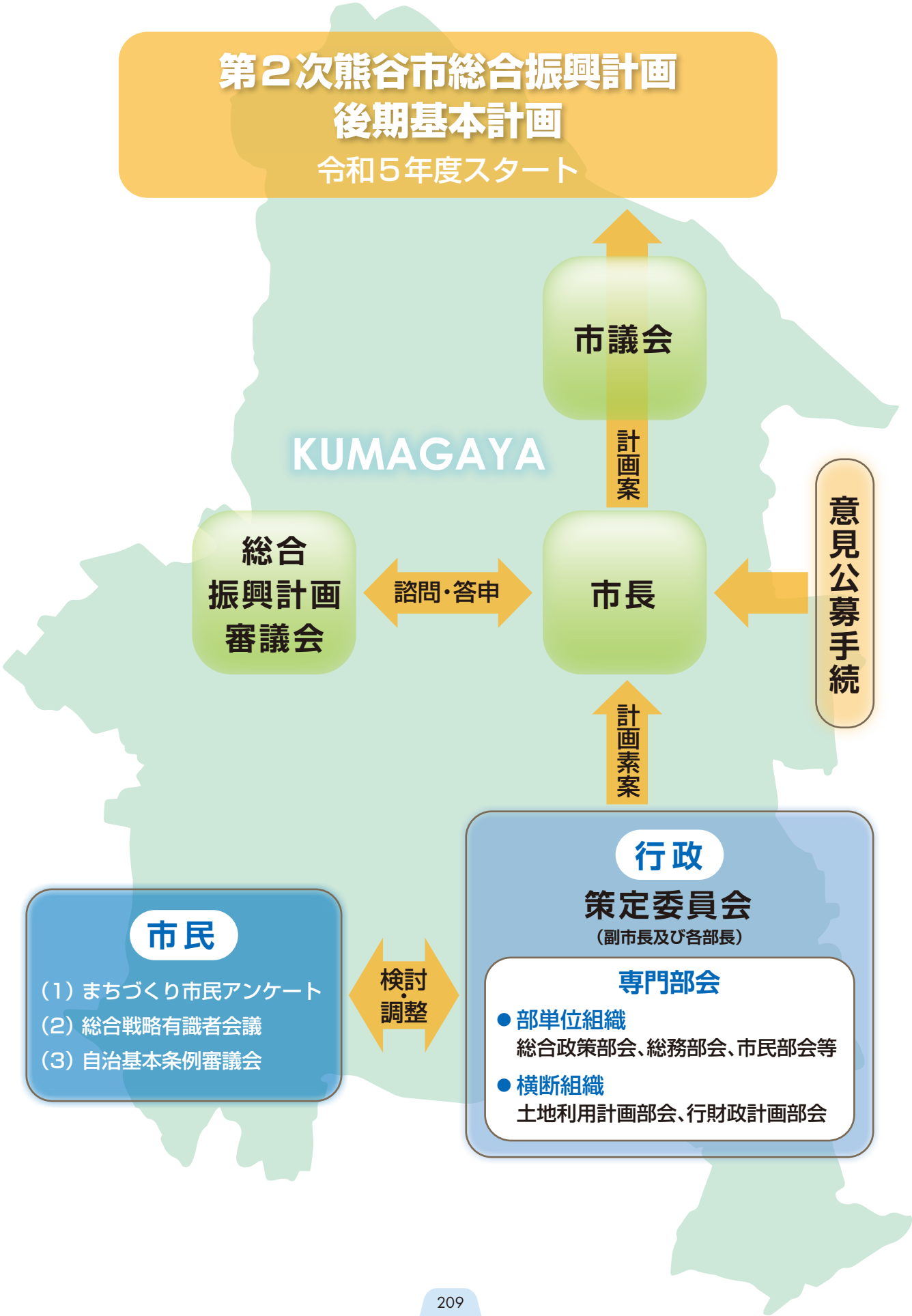
2 商工業を元気にする

1 ものつくり熊谷組織率	ものつくり熊谷の会員数／熊谷商工会議所及びくまがや市商工会の工業系会員数×100
2 製造品出荷額等	工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額

5 人が集い活力ある産業が育つまち〔続き〕	
3 市内企業の支援及び企業誘致を推進する	
1 中小企業融資件数	市の融資制度の融資件数
2 新規奨励金指定事業所数	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例に基づく新規指定事業所数（1年当たり）
4 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する	
1 労働セミナー参加者数	労働セミナーの参加者数
5 産学の連携を支援する	
1 新製品等開発事業補助金の対象となった件数	熊谷市産学連携による新製品等開発事業補助金交付件数
6 快適で暮らしやすいまち	
1 安全で快適な魅力あるまちをつくる	
1 ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
2 土地区画整理事業による土地利用開始面積	使用収益開始面積（土地区画整理事業による道路や上下水道の整備が終了し、利用できるようになった宅地等の面積）
3 中心市街地の歩行者・自転車通行量	歩行者・自転車通行量調査
2 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる	
1 熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	熊谷市の景観が美しいと思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
3 機能的で安全な道路を整備する	
1 生活道路満足度	生活道路に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
2 幹線道路の整備延長	計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数（累積）
4 利便性の高い公共交通を推進する	
1 公共交通に満足している市民の割合	鉄道や路線バスなど公共交通に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
5 親しみある魅力的な公園を創出する	
1 公園に親しみを感じる市民の割合	公園に親しみを感じていると答えた人数／アンケート回答総数×100
2 公園サポーター制度を導入している割合	公園サポーター制度を導入している公園等の数／公園等（街区、近隣、児童等）の総数×100
6 上下水道を整備し、適切な維持管理をする	
1 水道水に満足している市民の割合	水道水に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
2 水道水の有収率	年間総有収水量/年間総配水量×100
3 下水道の整備面積	整備（供用開始）した面積の累計
7 地域に根ざした教育・文化のまち	
1 学力日本一を目指す（知・徳・体）	
1 全国学力・学習状況調査（国語・算数・数学）の県の平均正答率を100%とした場合の本市の率	各教科の熊谷市平均正答率の和／各教科の県平均正答率の和×100
2 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
3 新体力テストで県平均を上回る項目の割合	市が県を上回っている項目数／すべての項目数×100
2 安全で快適な学校づくりを進める	
1 校舎大規模改修率（棟数）	校舎大規模改修済棟数/小中学校全棟数（小島小中学校除く）×100
2 校舎内トイレ整備（洋式化等）率（校数）	校舎内トイレ整備済学校数/小中学校全校数（小島小中学校除く）×100

7 地域に根ざした教育・文化のまち〔続き〕		
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる		
	1 公民館で開設する講座、教室の開設数	公民館で開設する講座、教室の開設件数(年度)
	2 公民館の市民一人当たりの利用回数	公民館の利用人数を市総人口で除した数値(年度)
	3 図書館の貸出冊数	図書館での図書貸出冊数(年度)
	4 美術・郷土資料展示室来館者数	美術・郷土資料展示室への年間来館者数
	5 くまぴあ利用者数	スポーツ・文化村利用者数(年度)
4 文化芸術活動を支援する		
	1 文化芸術活動に親しむ市民の数	熊谷市文化祭、熊谷市美術展、熊谷市美術家協会会員作品展、熊谷市民音楽祭及び熊谷市文化振興財団自主事業に参加した人数(年度)
	2 文化財施設の見学者数	星渓園利用者、江南文化財センター入館者及び聖天堂見学者の合計人数
5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる		
	1 学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール)の割合	学校運営協議会を設置している小学校・中学校数
	2 放課後子供教室の実施回数	放課後子供教室の実施回数(年度)
8 市民と行政が協働して創る満足度の高いまち		
1 市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する		
	1 市民活動団体の支援センター登録数	市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数
	2 市民活動保険登録団体数	熊谷市市民活動保険取扱要綱による市民活動保険に登録している活動団体等の数
2 非核平和を推進する		
	1 平和展の入場者数	市が開催している平和展へ入場した人の数(年度)
	2 熊谷空襲の認知度	昭和20年の終戦前夜に熊谷空襲があったことを知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100
3 人権尊重のまちをつくる		
	1 人権意識が向上していると思う市民の割合	普段の生活の中で人権意識が向上していると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
4 男女共同参画を推進する		
	1 審議会等への女性の登用率	女性委員数/全委員数×100 (調査対象:行政委員会と法律・条例設置の附属機関)
	2 「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「男女共同参画社会」という言葉を知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100
5 国際・国内交流と多文化共生を推進する		
	1 通訳等ボランティア登録者数	熊谷市国際交流協会に登録されている通訳翻訳者、日本語ボランティア、ホームステイ受入れ家庭の数
	2 国際交流事業への参加者数	熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数
6 健全な財政を推進する		
	1 市税の納税率(現年及び過年度分)	市税の徴収額／市税の調定額×100
	2 将来負担比率	市債残高などの将来負担額／標準的な一般財源の額 (財政健全化法に基づく指標)
7 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する		
	1 民間委託化率	民間に委託(一部又は全部)している事務事業／全事務事業×100
8 市政の情報をわかりやすく発信する		
	1 「市報くまがや」に満足している市民の割合	「市報くまがや」の読みやすさや分かりやすさに満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
	2 市ホームページのアクセス数(月間)	市ホームページにアクセスした回数(月間)
9 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する		
	1 公共施設の延床面積	建築物及び工作物の延床面積の合計値(一部事務組合等の施設の負担割合相当面積も含む)
	2 インフラの維持管理コスト	道路・橋梁、上下水道施設、農業集落排水施設及び準用河川の維持管理コストの合計値

3　総合振興計画策定体制



4　策定経過

総合振興計画審議会

	日付	内容
第1回	令和4年 11 月7日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画について(諮問) (2)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について
第2回	令和4年 11 月 29 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について (2)策定スケジュールについて
第3回	令和5年2月2日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について (2)答申書(案)について (3)策定スケジュールについて

総合戦略有識者会議

	日付	内容
第1回	令和4年6月 28 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について
第2回	令和4年 10 月 26 日	(2)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について

※第2回(1)は総合振興計画関連でないため省略。

自治基本条例審議会

	日付	内容
第 1 回	令和 5 年 1 月 31 日	(2)第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画について

※(1)は総合振興計画関連でないため省略。

総合振興計画策定委員会

	日付	内容
第1回	令和4年 4 月 19 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定方針について (2)まちづくり市民アンケートの集計結果について
第2回	令和4年 9 月 26 日 (書面開催)	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について
第 3 回	令和4年 11 月 1 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画策定の進捗状況について

5　総合振興計画審議会

○熊谷市総合振興計画審議会条例

平成18年3月23日　条例第29号

（設置）

第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第3条　審議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　知識経験を有する者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

総合振興計画審議会名簿

	氏名	選出団体	職名	備考
第1号	福田　勝美	熊谷市議会	議長	会長
	山下　一男	熊谷市議会	副議長	
第2号	加藤　道子	熊谷市教育委員会	委員	
	木部　富次	熊谷市農業委員会	会長	
	大久保　和政	熊谷商工会議所	会頭	副会長
	白石　守司	くまがや市商工会	会長	
	吉田　公一	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	
	小林　敏宏	一般社団法人熊谷市医師会	会長	
	細井　幹夫	熊谷市自治会連合会	副会長	
	紫藤　晃男	社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会	会長	
	嶋田　勝利	熊谷市文化連合	会長	
	宇野　悦朗	公益財団法人熊谷市スポーツ協会	理事	
	永井　眞澄	くまがや共同参画を進める会	理事	
	田代　嘉昭	一般社団法人熊谷青年会議所	理事長	
	向井　清	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	副議長	

諮問書

熊企発第 349 号
令和4年11月7日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　福田　勝美　様

熊谷市長　小林　哲也

熊谷市総合振興計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第29号）第2条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

答申書

令和5年2月9日

熊谷市長　小　林　哲　也　　様

熊谷市総合振興計画審議会
会　長　　福　田　勝　美

第2次熊谷市総合振興計画について（答申）

令和4年11月7日付け熊企発第349号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画後期基本計画について、別紙のとおり答申します。

答申書別紙

本審議会は、令和４年 11 月７日に市長から「第２次総合振興計画基本構想及び後期基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けました。

第２次総合振興計画前期基本計画は、平成 30 年度より始まりましたが、その間、高齢者人口が増加し、出生数の低迷による年少人口の減少と、若年層の転出超過による生産年齢人口の減少が続いています。

また、前期基本計画期間中の令和元（2019）年 12 月以降、我が国に広く蔓延した新型コロナウイルス感染症は、市民の生活や地域経済に大きな影響を与え、市民の行動や価値観が変わる中、本市の行政運営のかじ取りも非常に難しい状況が続いています。

その一方で、ポストコロナの社会形成が進み始めるとともに、脱炭素社会を目指すカーボンニュートラルや、デジタル社会の到来が眼前に迫っている中、これまで以上に大胆な取組を行うことが本市においても求められています。

このような状況を踏まえて審議をした結果、第２次総合振興計画後期基本計画は、基本構想の一部修正も含め全般として適当であるとの結論に達しましたので、次の意見を付し、答申します。

1　基本構想

（1）将来人口

①転入定住促進、出産・子育て支援、雇用促進、教育環境の充実、シティプロモーションなどの施策等を継続的・効果的に進め、一層魅力のあるまちづくりを進めることにより、市民が安心して住み続け、そして新たな市民として多くの人が集うまちづくりを推進されたい。

（2）土地利用構想

①市民が住み続けたいと思えるよう、まちづくりの可能性を最大限に生かし、エリアごとの特性を踏まえた構想を一層強力に推進されたい。

2　後期基本計画

（1）政策１　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

①国内外で「ラグビータウン熊谷」の注目度が増している機運を生かし、ソフト・ハードの両面からスポーツ環境の更なる充実により、ラグビーを核とした、より広範なスポーツ文化の振興を推進されたい。

②新たな観光拠点の整備と観光産業に携わる人材の確保と育成を進め、交流人口や関係人口の拡大を図られたい。

（2）政策２　健康で安全・安心に暮らせるまち

①近年増加傾向にある、自然災害への対策の強化に向け、市域全体の災害対応能力を堅固にすべく取組を推進されたい。

②交通安全及び防犯の意識向上を図るとともに、市民の安全を守り安心して暮らせる環境づくりを進められたい。

③市民の健康づくりの支援や医療体制を充実させ、市民一人一人が健康で自立した生活を長く続けられる環境づくりを進められたい。

（3）政策３　人にやさしい思いやりのあるまち

①本市の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備し、併せて、子育て世代の負担軽減や、子育て施設の充実を図られたい。

②市民がいつまでも健康で生きがいのある生活を継続するために、市民がお互いを支え合う地域づくりを推進されたい。

③少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、地域を支える人材の育成と活動を支援するとともに、本市の福祉施策の推進を図られたい。

（4）政策４　環境にやさしく自然が豊かなまち

①健全で快適な生活環境を維持し未来へ継承するために、公害に対しては関係機関と連携して迅速に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進されたい。

②「ゼロカーボンシティくまがや」宣言に基づき、市全体で地球温暖化対策の取組を積極的に実践し、脱炭素社会を目指されたい。

（5）政策５　人が集い活力ある産業が育つまち

①産業としての農業の振興を図るとともに、熊谷産農産物を使用した６次産業化による元気な農業を推進されたい。

②熊谷商工会議所、くまがや市商工会等の経済団体や若手商業者等との連携強化により、魅力ある商業地域の形成を進めるとともに、本市工業の「稼ぐ力」の更なる強化のため、「ものつくり熊谷」をはじめとした、各工業団体の産学官金連携による取組を推進されたい。

③産業用地の創出と東部地域の整備の推進、主要幹線道路沿道等での土地利用の促進を図るとともに、雇用促進に努められたい。

（6）政策６　快適で暮らしやすいまち

①スマートシティの実現を目指すとともに、安全な道路環境の整備を推進し、自転車活用とウォーカブルな環境整備による「にぎわいと回遊性のあるまち」の実現を目指されたい。

②様々な移動手段による交通ネットワークの構築を推進されたい。

③市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格等、熊谷の特性を生かした景観形成を進められたい。

④上水道と下水道の適切な維持管理を進めるため、財源の確保と合わせ計画的な整備を進められたい。

（7）政策７　地域に根ざした教育・文化のまち

①小・中学校の教育環境の充実と、情報化に対応する教育の推進を図り、知・徳・体のバランスのとれた「学力日本一」を維持されたい。

②人生 100 年時代に対応した生涯を通じた学習活動の支援を行われたい。

③歴史と伝統に育まれた文化遺産を市民の誇りと捉え、これを継承し、郷土愛の醸成を図るとともに、まちの魅力として効果的に発信されたい。

（8）政策８　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

①地域住民がお互いの多様性を理解しつつ、助け合い、支え合える協働のまちづくり社会の実現に向け、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進されたい。

②幅広い世代に対し恒久平和に向けた啓発活動を行うとともに、男女共同参画のまちづくりや人権尊重のまちづくりを推進されたい。

③デジタル社会の実現は本市にとっても喫緊の課題であり、市民の利便性の向上と自治体ＤＸの推進により、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指すとともに、デジタル社会を推進する庁内外の人材の育成を推進されたい。

④次世代に負担をかけないため、公共施設マネジメントを積極的に推進するとともに、市民に信頼と安心を提供できる健全財政を維持し、自主性・自立性の高い財政運営を確立されたい。

3　総括

（1）第２次総合振興計画後期基本計画は、基本構想に基づく前期基本計画を見直した施策について取り組む計画であるが、単なる継続的な計画であるという意識は廃し、新しい本市をつくる計画であるという意識を持って取り組まれたい。

（2）とりわけ、カーボンニュートラルの社会づくりとスマート自治体への展開は、喫緊の課題であることを認識し、積極的に取り組まれたい。

令和５年２月９日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　福田　勝美

6　総合振興計画策定委員会

○熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成 18 年3月 31 日訓令第5号

（設置）

第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事務を行う。

（1）　総合振興計画に関する調査及び研究

（2）　総合振興計画素案の策定

（3）　その他総合振興計画に関する必要な事項

（組織）

第3条　委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。

2　委員長は、総合政策部に属する事務を担当する副市長の職にある者を、副委員長は、他の副市長の職にある者及び総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3　委員は、市の職員のうちから市長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員長は、委員会の会務を総理する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（専門部会）

第6条　委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会に部会長及び部会員若干人を置く。

3　部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。

4　部会の会務は、部会長が総理する。

（庶務）

第7条　委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

（委任）

第8条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年3月 30 日訓令第 35 号）

この訓令は、平成 19 年4月1日から施行する。

附　則（令和４年3月 18 日訓令第２号）

この訓令は、令和４年4月1日から施行する。（後略）

附　則（令和４年4月 28 日訓令第７号）

この訓令は、公布の日から施行する。

熊谷市総合振興計画策定委員会名簿

委 員 長	長谷川副市長
副委員長	大島副市長
副委員長	総合政策部長
委　員	市長公室長
委　員	危機管理監
委　員	総務部長
委　員	市民部長
委　員	福祉部長
委　員	環境部長
委　員	産業振興部長
委　員	都市整備部長
委　員	建設部長
委　員	会計管理者
委　員	消防長
委　員	上下水道部長
委　員	議会事務局長
委　員	教育次長
委　員	選挙管理委員会事務局長
委　員	監査委員事務局長
委　員	農業委員会事務局長

熊谷市総合振興計画策定委員会専門部会名簿

総合政策部会	
部会長	総合政策部長
	危機管理監
	出納室長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	秘書課長
	政策調査課長
	広報広聴課長
	企画課長
	財政課長
	施設マネジメント課長
	人権政策課長
	デジタル推進課長
	スポーツ観光課長
	ラグビータウン推進課長

総務部会	
部会長	総務部長
	議会事務局長
	庶務課長
	職員課長
	契約課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	大里行政センター所長
	妻沼行政センター所長
	江南行政センター所長

市民部会	
部会長	市民部長
	市民活動推進課長
	市民課長
	保険年金課長
	安心安全課長
	男女共同参画室長
	健康づくり課長

福祉部会	
部会長	福祉部長
	生活福祉課長
	長寿いきがい課長
	障害福祉課長
	こども課長
	保育課長

環境部会	
部会長	環境部長
	環境政策課長
	環境推進課長
	環境美化センター所長

産業振興部会	
部会長	産業振興部長
	農業委員会事務局長
	商工業振興課長
	東部地域開発推進室長
	農業振興課長
	農地整備課長
	妻沼行政センター所長

都市整備部会	
部会長	都市整備部長
	都市計画課長
	開発審査課長
	建築審査課長
	公園緑地課長
	土地区画整理事務所長

建設部会	
部会長	建設部長
	管理課長
	道路課長
	維持課長
	河川課長
	営繕課長

消防部会	
部会長	消防長
	消防次長
	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	指令課長
	熊谷消防署長

上下水道部会	
部会長	上下水道部長
	経営課長
	水道課長
	下水道課長

教育部会	
部会長	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長

（横断的専門部会）

土地利用計画部会	
部会長	都市計画課長
まちづくり班	
班長	都市計画課長
	農業委員会事務局長
	政策調査課長
	企画課長
	施設マネジメント課長
	資産税課長
	商工業振興課長
	東部地域開発推進室長
	農業振興課長
	農地整備課長
	開発審査課長
	建築審査課長
都市インフラ班	
班長	道路課長
	政策調査課長
	企画課長
	都市計画課長
	管理課長
	維持課長
	河川課長
	経営課長
	水道課長
	下水道課長

行財政計画部会	
部会長	財政課長
	政策調査課長
	企画課長
	施設マネジメント課長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	保険年金課長
	教育総務課長

7　議案

議案第２９号

熊谷市総合振興計画基本構想の変更について

熊谷市自治基本条例（平成１９年条例第３０号）第１５条の２第２項の規定により、熊谷市総合振興計画基本構想を別冊のとおり変更することについて、議決を求める。

令和５年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市総合振興計画基本構想を変更したいので、この案を提出するものであります。

8　自治基本条例

○熊谷市自治基本条例

平成１９年９月２８日　条例第３０号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本原則（第３条－第５条）
第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）
第４章　議会の責務（第９条・第１０条）
第５章　市長及び職員の責務（第１１条・第１２条）
第６章　参加及び協働（第１３条－第１５条）
第７章　市政運営（第１５条の２－第２２条）
第８章　自治基本条例審議会の設置（第２３条）
第９章　条例の位置付け等（第２４条・第２５条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第２条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

（１）　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

（2） 事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
（3） まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
（4） 協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
（5） コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２章　基本原則

（市民参加の原則）
第３条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。
（協働の原則）
第４条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。
（情報共有の原則）
第５条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３章　市民の権利及び責務

（市民の権利）
第６条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。
２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。
（市民の責務）
第７条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。
３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。
（事業者の責務）
第８条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第４章　議会の責務

（議会の責務）
第９条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。
（議員の責務）
第１０条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。
２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第５章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第１１条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第１２条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第６章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第１３条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第１４条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第１５条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第７章　市政運営

（基本構想の策定等）

第１５条の２　市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。

２　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。

（情報の提供）

第１６条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第１７条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第１８条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）
第１９条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。
（意見公募手続）
第２０条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。
（都市経営）
第２１条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。
２　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。
（行政評価）
第２２条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。
２　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第８章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）
第２３条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。
２　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）
第２４条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。
（条例の見直し）
第２５条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行します。

附　則（平成２９年６月２６日条例第３３号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の第１５条の２の規定は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想について適用する。

9　各分野計画一覧

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
国民保護に関する熊谷市計画	平成18年度（令和元年度）	未定（国の変更に合わせ変更）	武力攻撃事態等が発生した場合に、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。	危機管理課
熊谷市地域防災計画	平成19年度（令和3年度）	令和3年度～令和8年度	災害への対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。	危機管理課
熊谷市国土強靭化地域計画	令和2年度（令和4年度）	令和5年度～令和9年度	大規模災害等発生時に、生命を守り地域社会の機能を維持する「強さ」と生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害を軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるための計画です。	危機管理課
熊谷市地域公共交通計画	令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和２年に一部改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における地域公共交通の持続可能なサービスを確保し、「熊谷市都市計画マスタープラン」及び「熊谷市立地適正化計画」などと連携しながら、自立性が高く持続できる魅力ある都市を目指すための計画です。	企画課
第２期熊谷市人口ビジョン・総合戦略	令和元年度	令和2年度～令和6年度	第1期総合戦略の取組を切れ目なく進めるとともに、人口の将来展望を示す「熊谷市人口ビジョン」を改訂し、人口減少対策の新たな視点からアプローチする施策を加えた計画です。	企画課
第４次熊谷市行政改革大綱	令和5年度	未定	より効率的・効果的な行財政運営を推進するための計画です。	企画課
熊谷市公共施設等総合管理計画	令和2年度	令和2年度～令和41年度	市民サービス水準の維持・向上を図るため、これまでに策定した「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」と「同基本計画」を一体の計画として改定した計画です。	施設マネジメント課
熊谷市公共施設アセットマネジメント個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和36年度	上記公共施設等総合管理計画に改定する前の「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」、「同基本計画」の内容を踏まえ、各個別施設ごとに、更新時期や統廃合等に関する具体的な施策を示す計画です。	施設マネジメント課
（仮称）熊谷市 DX 推進計画	令和5年度	令和6年度～令和10年度	「熊谷市情報化推進計画・官民データ活用推進計画　－e-くまがやＩＣＴ推進プラン3－」の計画期間終了に際し、改めて本市ＤＸ推進を取り巻く現状・課題を整理し、ＤＸを推進する目的や、目指すべき方向性を示し、その実現に向けた考え方や手法、行動等を定めるもの。	デジタル推進課
熊谷市スポーツ推進計画	平成29年度（令和5年度）	平成30年度～令和9年度	「スポーツ熱中、いきいき熊谷」を基本理念とし、スポーツを活用した活力あるまちづくりを推進するとともに、スポーツを通じた新しい価値を創造し、地域社会へ貢献していくための取組を定めた計画です。	スポーツ観光課
荒川公園周辺再整備基本計画	令和4年度		現市民体育館の耐用年限に伴い、新市民体育館を本市のシンボルとなる施設として再整備するとともに、新市民体育館、荒川公園及び荒川緑地が融合した多機能性を有した公園となるよう再整備を行うための基本計画です。	スポーツ観光課
女性活躍推進のための熊谷市特定事業主行動計画（第2期）	令和3年度	令和3年度～令和6年度	女性活躍推進法に基づき、女性の登用の拡大や職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした法定計画です。	職員課
次世代育成のための熊谷市特定事業主行動計画（第4期）	令和2年度	令和2年度～令和6年度	次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や職場における働き方の見直しの推進等を目的とした法定計画です。	職員課
第2期熊谷市空家等対策計画	令和4年度	令和5年度～令和9年度	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく計画で、空家等の対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	安心安全課
第2次熊谷市男女共同参画推進計画	平成30年度（令和10年度）	令和元年度～令和10年度（令和11年度～令和20年度）	男女共同参画社会の実現を目指し、本市の各分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。	男女共同参画室
健康熊谷21	平成26年度	平成26年度～令和5年度	市民一人ひとりがいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる、健康長寿熊谷の実現に向けた基本方針を示した計画です。	健康づくり課
熊谷市第4次健康増進計画	令和2年度	令和2年度～令和5年度	市民の健康寿命の延伸を目的に、「だれもが安心して健康に暮らせるまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	健康づくり課
熊谷市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度		新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示した計画です。	健康づくり課

計画の名称	策定年度 （見直し予定年度）	計画の期間 （見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
第2次熊谷市自殺対策計画	令和4年度	令和4年度 ～令和6年度	自殺を考えている方を早期に発見し、行政や関係機関が連携して総合的に支援することで「誰も自殺に追い込まれることのない共に支え合うまち熊谷」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	健康づくり課
熊谷市がん対策推進計画	令和3年度	令和3年度 ～令和7年度	市民の生命及び健康にとって重大な問題となっているがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された計画です。	健康づくり課
第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画	令和元年度 （令和6年度）	令和元年度 ～令和5年度 （令和6年度 ～令和10年度）	全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることができるように、地域福祉の推進を目指す計画です。	生活福祉課
熊谷市高齢社会対策基本計画	令和2年度 （令和5年度）	令和3年度 ～令和5年度 （令和6年度 ～令和8年度）	高齢社会の将来像「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	長寿いきがい課
熊谷市障がい者支援計画	令和2年度 （令和5年度）	令和3年度 ～令和5年度 （令和6年度～ 令和8年度（予定））	計画期間を令和２年度までとしていた「熊谷市障がい者計画」、「熊谷市障がい福祉計画」「熊谷市障がい児福祉計画」を包括したもので、障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図るための計画です。	障害福祉課
熊谷市子ども・子育て支援事業計画	令和元年度 （令和6年度）	令和2年度 ～令和6年度 （令和7年度～ 令和11年度）	未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進するとともに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として定めた計画です。	こども課
熊谷市環境基本計画	平成29年度 （令和5年度）	平成30年度 ～令和9年度	環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。	環境政策課
熊谷市地球温暖化対策地域実行計画	令和2年度 （令和5年度）	令和3年度 ～令和9年度 （中間見直） ～令和32年度 （長期見直）	地球温暖化を防止するため、市内の家庭や事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標やその達成に向けた施策を示した計画です。	環境政策課
第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成30年度 （令和5年度）	令和元年度 ～令和10年度 （令和5年度 ～令和10年度）	廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別・収集運搬及び資源の有効な利用の確保等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための計画です。	環境推進課
熊谷市生活排水処理基本計画	令和元年度	令和2年度 ～令和7年度	水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。	環境推進課
熊谷市し尿処理施設整備基本計画	令和元年度	令和2年度 ～令和36年度	「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」等の指針に従って策定した、し尿処理施設の具体的方針をまとめた個別施設計画です。	環境推進課
熊谷市循環型社会形成推進地域計画	令和3年度	令和4年度 ～令和8年度	市が廃棄物の３R推進のための明確な目標を設定し、この目標を達成するための具体的な各種施策、整備する施設の種類、規模等の概要を定める計画です。	環境推進課
汚泥再生処理センター整備基本計画	令和4年度	令和5年度 ～令和18年度	施設の基本事項を定め、併せて民間活力導入可能調査を行う、汚泥再生処理センター整備の基本計画です。	環境推進課
熊谷市人・農地プラン	平成27年度 （毎年度見直し）	令和4年度 （毎年度見直し）	集落・地域において中心となる経営体（個人、法人及び集落営農）の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現するための計画です。 （令和５年度から地域計画へ移行（令和７年３月３１日までに作成）。）	農業振興課
熊谷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度 （令和3年度）		農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業振興地域整備計画	平成19年度		優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。	農業振興課

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
熊谷市森林整備計画	平成24年度（令和4年度）	令和5年度～令和15年度	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林・林業の特徴をふまえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成24年度（令和12年度）	令和3年度～令和12年度	本市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能を明確にし、産業としての持続性を確保するための中長期的な目標として、生産量、飼養頭数、経営方針の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市鳥獣被害防止計画	平成25年度（令和4年度）	令和5年度～令和7年度	有害鳥獣（カラス、ハクビシン、アライグマなど）による農業被害の軽減を目的として、被害防止対策を実施するために、被害軽減目標や捕獲体制などを定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業集落排水事業経営戦略	平成28年度（令和元年度）	平成29年度～令和7年度	公営企業である農業集落排水事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための経営方針等を定めた中長期的な計画です。	農地整備課
農業集落排水施設最適整備構想	平成30年度	令和元年度～令和40年度	農業集落排水施設の効率的な修繕、長寿命化等のストックマネジメントを実践するための計画です。	農地整備課
農業集落排水施設再編計画	令和2年度		施設の集約・再編、下水道への編入等のストックの適正化により維持管理費の削減目標を設定した再編計画です。	農地整備課
田園環境整備マスタープラン	平成27年度（令和元年度）		環境との調和に配慮した農業農村整備事業実施のための、農村地域の環境保全に関する基本計画です。	農地整備課
熊谷市景観計画	平成20年度		熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現方策等を示す計画です。	都市計画課
聖天山周辺地区景観まちづくり整備計画	平成25年度		歓喜院聖天堂の国宝指定に伴い「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」の景観整備を図るため、地元住民の意見を反映した具体的な施策を示す計画です。	都市計画課
熊谷市バリアフリー基本構想	平成25年度（令和3年度）	令和4年度～令和13年度	ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、国が定める基本方針に基づき、駅等を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における、バリアフリー化のための方針、事業等を定める計画です。	都市計画課
熊谷市都市計画マスタープラン	令和3年度	令和4年度～令和23年度	都市計画法第18条の２に基づき、上位計画や関連計画の内容を踏まえ、本市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を定めた計画です。	都市計画課
熊谷市立地適正化計画	令和3年度	令和4年度～令和23年度	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりこれらの各種施設にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化するための計画です。	都市計画課
熊谷市自転車活用推進計画	令和3年度	令和4年度～令和8年度	自転車活用推進法に基づき、４つの分野「環境負荷の軽減」「市民の健康増進」「観光振興」「安心・安全」における自転車活用を、総合的かつ計画的に推進するために必要な施策を定めたものです。	都市計画課
熊谷市マンション管理適正化推進計画	令和5年度	令和5年度～令和9年度	マンション管理適正化法に基づき、マンションの良好な居住環境を推進するために必要な施策を総合的かつ効果的に実施するために定めたものです。	都市計画課
熊谷市建築物耐震改修促進計画	令和3年度	令和3年度～令和7年度	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修を促進し、安全なまちをつくるための計画です。	建築審査課
熊谷市緑の基本計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度	緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な計画です。	公園緑地課
熊谷市橋梁長寿命化修繕計画	平成25年度（令和元年度）	令和2年度～令和11年度	現在確認されている橋の損傷に対する修繕計画を策定するとともに、将来においても適切な維持管理を施し、トータルコストの縮減を踏まえながら橋梁の健全性を維持することを目的とした計画です。	維持課
熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画	令和元年度	令和3年度～令和12年度	現在確認されている横断歩道橋の損傷に対する修繕計画を策定するとともに、将来においても適切な維持管理を施し、トータルコストの縮減を踏まえながら横断歩道橋の健全性を維持することを目的とした計画です。	維持課
熊谷市道路修繕計画	令和元年度	令和2年度～令和8年度	道路を適切に管理していくために、これまでの「事後保全型」の維持管理に加え、「予防保全型」の管理手法を導入し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、修繕時期の平準化などを計画的に取り組んでいくための計画です。	維持課
熊谷市道路附属物個別施設計画	令和4年度	令和4年度～令和8年度	道路標識及び道路照明灯について、小規模附属物点検結果を踏まえた適切な措置を行い、第三者への被害を発生させず、安全で合理的に管理するための計画です。	維持課

計画の名称	策定年度 （見直し予定年度）	計画の期間 （見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
熊谷市営住宅等長寿命化計画	令和2年度	令和3年度 ～令和12年度	現在ある市営住宅ストックを適切に維持管理することにより、市営住宅の有効利用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指すための計画です。	営繕課
熊谷市水道事業経営戦略	平成29年度 （令和5年度）	平成30年度 ～令和14年度 （令和6年度 ～令和14年度）	水道事業の経営の更なる健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、適正な料金による経営及び投資の合理化を図る中長期的な経営の基本計画です。	経営課
熊谷市公共下水道事業経営戦略	令和2年度 （令和7年度）	令和3年度 ～令和12年度 （令和8年度 ～令和12年度）	公共下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進するための計画です。	経営課
熊谷市水道事業アセットマネジメント計画	平成29年度	平成29年度 ～令和38年度	持続可能な水道事業を実現していくため、アセットマネジメントの手法を活用した水道施設長期更新計画です。	水道課
熊谷市水道事業ビジョン	平成29年度	平成30年度 ～令和14年度	熊谷市の特性などを踏まえ、今後の本市の水道事業の在り方について目指すべき方向性を示すものです。	水道課
熊谷市水道事業基本計画	平成29年度	平成30年度 ～令和14年度	「安全でおいしい水道水」を安定供給するために効率的な事業運営、及び施設・設備の整備や更新の事業計画を示す中長期的な計画です。	水道課
熊谷市水道施設耐震化計画	平成29年度	平成30年度 ～令和14年度	施設の耐震性能評価や管路の被害想定を行って、住民生活に与える影響を考慮した水道の復旧期間、応急給水拠点の配置、応急給水量などの目標を設定するものです。	水道課
ストックマネジメント計画	令和5年度	令和6年度 ～令和10年度	持続可能な下水道事業の実現を目的に膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理をするための計画です。	下水道課
熊谷市教育振興基本計画	令和5年度	令和5年度 ～令和9年度	地域に根ざした教育・文化のまちを目指し、子どもたちの生きる力をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するための計画です。	学校教育課
国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画	令和2年度	令和3年度～	飛鳥時代終わり～平安時代前期に、深谷市東部から熊谷市西部にかけて所在した古代幡羅郡の郡役所と、それに伴う祭祀場で構成される史跡について、確実に保存し継承していくため、史跡の多様な要素を整理して本質的な価値を明らかにし、適切な保存・活用・整備についての指針や方法を提示した計画です。 （深谷市教育委員会と協働して策定、運用）	社会教育課 江南文化財センター
熊谷市子ども読書活動推進計画	令和3年度	令和3年度 ～令和8年度	子どもが読書に親しむ機会の提供及び諸条件の整備・充実を図ることにより、次代を担う心豊かな子どもを育成することを目的とする計画です。 本市の子ども読書活動に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。	熊谷図書館

※　策定年度が、令和5年度以降の計画は策定予定年度です。
※　策定年度が未定の計画は空欄としています。
※　計画の期間を定めていない計画は空欄としています。

第2次熊谷市総合振興計画　後期基本計画

子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷

～輝く未来へトライ～

令和５（２０２３）年3月
発　行／熊谷市
企画・編集／熊谷市総合政策部企画課